

## 人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)

平成 29 年 4 月 15 日 提出

事業所の名称	丸八作業所	サービス単 位の名称 (注1)	
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 継続	3 変更
適用年月日	平成 29 年 4 月 1 日		
算定する加算区分 (該当の番号に○)	1 人員配置体制加算Ⅰ	2 人員配置体制加算Ⅱ	3 人員配置体制加算Ⅲ
区分5・6又は これに準ずる者(※)の割合 (障害者支援施設を除く)	60%以上	50%以上	—
人員体制(常勤換算)	1.7:1 以上	2:1 以上	2.5:1 以上

平均障害支援区分の算定(別紙31)により要件適合を確認すること

前月15日までの届け出により翌月から算定可能(4月適用のみ期限に例外あり)

人員体制 確認欄	前年度の平均 利用者数(ア)	19.3 人		
	人員配置の状況	常勤	非常勤 (常勤換算)	合計
		4 人	6.1 人	10.1 人
		(ア)÷(イ)=		1.92

平均利用者数算定シート(別紙33)の数値と一致していること

勤務形態一覧表(別紙2-2)の数値と一致していること

添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-2)及び組織体制図(参考様式15) 平均障害支援区分の算出(別紙31)
------	---

(注1)複数のサービス単位を設置している場合は、加算を算定するサービス単位ごとに本書を作成すること。

(注2)前年度に当該加算を算定しており、新年度も引き続き算定するものとしてこの届出書を提出する場合には、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。

※「これに準ずる者」とは、区分4以下であって認定調査票における行動関連項目の点数の合計が10点以上の者又は区分4以下であって喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。)を必要とする者をいう。